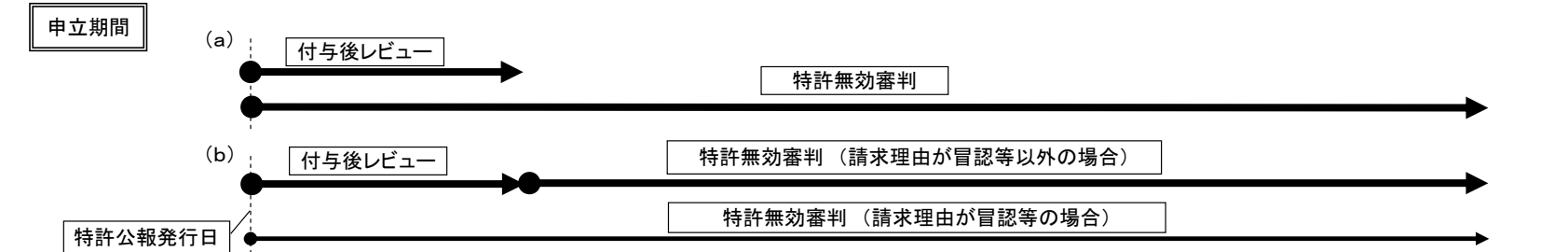


付与後レビュー案

参考資料1



		付与後レビュー (案)	特許無効審判 (案)	現行の特許無効審判	従前の付与後異議 (H15年法改正前)	従前の付与前異議 (H6年法改正前)
①	申立/請求時期	特許公報の発行日から (a)3月以内 (b)6月以内 (c)9月以内	(a)特許後いつでも可(現行どおり) (b-1)付与後レビューの申立期間中 又は特許庁における審理中 は禁止 (b-2)付与後レビューの申立期間中 は禁止 ※冒認等は特許後いつでも	特許権の設定登録後	特許公報の発行日から6月以内	(特許付与前)公告から3月
⑫	一事不再理	適用なし	より広く適用	同一の事実及び同一の証拠に基づき審判請求不可	適用なし	適用なし
⑬	申立/請求料金	付与後レビューの方が、特許無効審判よりも 利用しやすい金額		49,500円 + 5,500円×請求項数	8,700円 + 1,000円×請求項数	11,000円
②	申立/請求理由	(a)公益的事由 (b)刊行物等の証拠に基づく新規性・進歩性のみ	・公益的事由 ・事後的事由 ・権利帰属に関する事由	・公益的事由 ・事後的事由 ・権利帰属に関する事由	・公益的事由	・公益的事由 ・権利帰属に関する事由
③	申立/請求人適格	何人も	何人も、 ただし、権利帰属に関する事由 については真の権利者のみ	何人も、 ただし、権利帰属に関する事由 については真の権利者のみ	何人も	何人も
④	申立/請求単位	請求項ごと	請求項ごと	請求項ごと	請求項ごと	請求項ごとの申立ては不可
⑤	複数の申立て/請求がなされた場合の手続	一つにまとめて審理 ただし、特許権者の希望により、申立期間 の経過を待つことなく審理開始も可	請求ごと	請求ごと	一つにまとめて審理	申立てごと
⑥	訂正	訂正請求可	訂正請求可	訂正請求可	訂正請求可	補正可
⑦	申立/請求人の手続への関与	訂正された場合に 弁づく書の提出可 ただし、申立人の希望により、 関与なしとすることも可	弁づく書の提出可	弁づく書の提出可	不可 (審尋可)	弁づく書の提出可
⑧	参加	・特許権者側への参加可 ・申立人側へ被疑侵害者は参加可	両当事者のどちら側にも参加可 ※共同訴訟的当事者参加、共同訴訟的補助参加に類似	両当事者のどちら側にも参加可 ※共同訴訟的当事者参加、共同訴訟的補助参加に類似	特許権者側への参加のみ可 ※共同訴訟的補助参加に類似	異議参加不可
⑨	審理構造	審判官合議体による 原則、書面審理	審判官合議体による 原則、口頭審理	審判官合議体による 原則、口頭審理	審判官合議体による 原則、書面審理	審査官による 審査
⑩	職権審理	申し立てない理由・請求項 についても審理	申し立てない理由 についても審理	申し立てない理由 についても審理	申し立てない理由 についても審理	申し立てない理由 については審査せず (別途、拒絶理由として通知可)
⑪	不服申立て	知財高裁	知財高裁	知財高裁	東京高裁	不可